

平成 27 年第 3 回定例会 9 月 30 日

日程第 3．議案第 42 号 南風原町手数料徴収条例の一部を改正する条例

○議長 宮城清政君 日程第 3．議案第 42 号 南風原町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず、本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん それでは、総務民生常任委員会の報告をいたします。議案第 42 号 南風原町手数料徴収条例の一部を改正する条例 審査の経過 本案は、9 月 4 日の本会議に上程され提案理由の説明を受け質疑を行ったあと、当委員会に審議を付託され、当委員会では 9 月 14 日に委員会を開き、関係部長、課長、担当職員の出席を求め質疑応答を行い質疑を終結。17 日にまとめと採決を行いました。審査の過程における執行部の説明のなかで、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、通称マイナンバー法の施行に伴う条例改正と説明がありました。委員からは、マイナンバー制度導入に関して懸念があるとの意見があり、個人情報の漏えい防止に関する質疑が集中し、本町における個人情報保護に関する特別な対策を問う質問がありました。執行部からは、本町の取組として個人情報を取り扱う基幹系システムと外部とのインターネット等でつながっている情報系システムが区別されていることから、個人情報が外部に漏れることが物理的にできないとの説明がありました。討論に入り、マイナンバー法の導入に反対の立場から反対討論がありました。採決に入り、採決の結果、挙手多数であり可決いたしました。以上です。

○議長 宮城清政君 これから委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。3 番 大城 毅議員。

○3 番 大城 毅君 それでは、本案について反対の立場から討論を申し上げます。まず、今回の手数料条例の改正は、いわゆるマイナンバー制度の導入にかかる本町では初めての議案であります。十分な議論、理解が必要であります。まず、マイナンバーは、全国民に 12 桁の番号を付け、税金や保険料納付、医療、介護、年金、保育サービス利用などの情報をデータベース化して国が一元的に管理・利用するものです。10 月の番号通知に続いて来年 1 月から社会保障と税、災害対策の分野で利用を開始します。民間事業者にも法人番号が付けられ、税や社会保障などの手続きでマイナンバーを利用します。また、希望者には写真付き個人番号カードの交付が来年 1 月に始まります。政府は、マイナンバーについて行政を効率化し国民の利便性を高め公平・公正な社会を実現する社会基盤と説明していま

す。社会保障の手続きを簡略化したり税の徴収漏れや不正受給防止などに利用するとして  
います。しかし、利便性といっても年に数えるほどの手続きのうちの一部が省略できると  
いった程度です。行政効果は税収 2,400 億円の増と説明されているようです。これは制度  
導入で手の空いた職員 1,900 人が徴収に回り 1 人当たり 1.3 億円の徴収額が増えるという机  
上の計算です。一方でマイナンバー導入にかかる初期費用は約 3,000 億円、年間経費に約  
300 億円がかかり、民間事業者の負担も含めると 1 兆円とも言われています。民間事業者  
は、保有する社員の個人情報について担当者を決め、別室で厳重管理する。社員 5 人程度  
の零細業者でも数十万円を要すると言われています。これだけの税金と負担を強いながら  
まともなメリットを示せない一方、飛躍的に高まるのがプライバシー侵害や情報漏えいの  
リスクです。プライバシーを守る権利は憲法によって保障された人権であり、個人情報は  
むやみに知られることのないようにすべきものです。政府が国民に番号を付けて多くの個  
人情報を一括管理、利用すること事態が重大な問題です。マイナンバーをとおして大量の  
個人情報が公務、民間を問わず利用されます。個人情報が引き出され、情報漏えいやなり  
すまし、不正利用などプライバシー侵害の危険性が高まることは明らかです。政府はフ  
ァイヤーウォールもあり個人情報にアクセスできる人も限られると強調しますが、個人番号  
を官民が使うという仕組み自体が漏えいの危険を高めるものです。年金機構が 125 万件の  
情報漏えいを起こしたように、絶対に事故が防げる保障はありません。来年 1 月からの年  
金情報との連結は、先延ばしをせざるを得なくなりました。にもかかわらず政府は、あら  
ゆる分野へ利用拡大を計画しています。去った国会では、金融機関の預金口座や健康診断  
情報にも利用を広げる法律が成立しました。マイナンバー制度の導入は、税の徴収強化や  
社会保障など公共サービス抑制が本当の狙いであります。国民の税、社会保障情報を一元  
管理する共通番号を求めてきたのは財界です。経団連は社会保障の個人会計を作り、納め  
た税、保険料に応じた給付にするよう求めてきました。社会保障を権利ではなく、税・保  
険料に対する対価、すなわち自己責任に変質させる大改悪であります。そうやって国や大  
企業の負担を削減することを狙っています。全国の自治体のなかでは、徴収業務の民間委  
託や人権無視の差し押さえなどが問題になっている団体もあると聞きます。共通番号の導  
入で更に強権的徴収が横行することにもなり兼ねません。

まとめます。まず、この制度は、国民が望んで導入される制度ではないということであ  
ります。2 つ目に、国民 1 人 1 人に原則不変の個人番号を付け、個人情報をこれによって  
容易に照合できる仕組みを作ることは、プライバシー侵害やなりすましなどの犯罪を常態  
化する危険があるということです。税や社会保障の分野では、課税強化や社会保障給付削  
減の手段となるなど扱う側には大きなメリットがあります。しかし、国民には様々な行政  
手続きがオンライン上でできるなどのことはありますけれども、一方システムのコスト負  
担、1 人 1 人には通知カードや番号カードの保管義務が負わされます。今後、医療情報や  
銀行口座などの情報も法制化乃至構想されており、このような情報まで管理されることへ  
の国民の嫌悪感、疑念が晴らされていません。よって私は、この制度の導入に反対であり

平成 27 年第 3 回定例会 9 月 30 日

ます。このような大きな制度の導入にかかわる最初の議会で必ずしも十分な理解がされているとは言えないことから、本議案に反対するものであります。よろしく願いいたします。

○議長 宮城清政君 他に討論はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これより議案第 42 号 南風原町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

(起立多数)

○議長 宮城清政君 起立多数であります。したがって、本案は可決されました。